

防災行政無線情報のメール配信を行っています

市では、安全・安心なまちづくりの一環として、あらかじめ登録していただいた携帯電話やパソコンに、災害発生時等の情報や防災行政無線の放送内容を電子メールで配信するサービスを行っています。

問合せ ぐらし安全課危機管理係(内線2645)



提供する情報 ①震度5弱以上の地震の発生、注意および指示 ②人命、非常事態に関わるもので緊急を要するもの ③その他、防災行政無線で放送した内容(定時放送を除く)

利用料金 登録料・情報提供料は無料

※メール受信にかかる通信料は利用者の負担となります。

配信可能な機種 Eメールの送受信ができるパソコン、携帯電話

※機種によっては操作できない場合があります。

メール配信を行っています

登録方法 メール配信を希望する方は、次の手順で登録を行ってください。

①携帯電話・パソコンから次の**仮登録用アドレスに空メール(件名・本文に文字を入力しないメール)を送信する**

kuki.bousai@mpne.jp

※QRコード対応の携帯電話は、左のQRコードから空メールを送信できます。



②登録用返信メールが届く

③利用規約を確認・同意の上、返信メール本文中に記載されたURLにアクセスする

返信メール到着後、必ず24時間以内にURLにアクセスしてください。

④登録画面が表示されたら、画面の指示に従って入力し、「登録」を押してください

⑤『登録完了のお知らせ』メールが届けば登録完了

登録者情報の漏洩を防止するため、通信はSSL暗号化設定を行っています。

利用上の注意

- 迷惑メール対策などで受信拒否設定をしている場合は、登録ご案内メールが届かない可能性があります。[mpne.jp]、[bousai-mail@city.kuki.jp]のドメインからのメールを受信できるようにしてください。
- 設定方法はご使用の携帯電話で異なるため、取扱説明書をご覧になるか、各携帯電話会社にお問い合わせください。
- 配信したメールには返信できません。
- メールアドレスを変更した場合は、再度登録を行ってください。
- メールが一定回数配信できないアドレスは、自動的に登録を解除することがあります。
- 登録された利用者の情報は、この事業によるメール配信以外に使用することはありません。

り災証明書の発行

市では、東北地方太平洋沖地震による被害の「り災証明書」を発行します。

申請期間 災害発生から1か月以内

申請できる方 り災物件の所有者または居住者

※本人または同居の親族以外が申請する場合は、委任状が必要です。

申請に必要なもの ①申請書(窓口・市ホームページで用意) ②被害状況が分る写真(写真の返却はできません) ③印鑑 ④委任状(本人または同居の親族以外)

手数料 無料

※被害状況の分る写真がない場合は、復旧後の証明はできません。また、母屋に付随する家財道具や門柱、門扉などの外構は、この証明の対象ではありません。

申請先・問合せ 資産税課資産税係(内線2725)、各総合支所市民税務課(菖蒲・内線134/栗橋・内線22/鷺宮・内線151)

防災行政無線定時放送の時間

防災行政無線の定時放送(童謡「ふるさと」)の時間は、次のとおりです。

問合せ ぐらし安全課危機管理係(内線2645)

| 月 | 放送時間 |
|-------|------|
| 3～4月 | 17時 |
| 5～8月 | 18時 |
| 9～10月 | 17時 |
| 11～2月 | 16時 |